平成２９年（フ）第１２７５号
札幌市白石区栄通15丁目８番１号　ＰＡＳＩＯＮ一202号
債務者　渡邉　隆則
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８１号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番４一107号
債務者　茂山岩男こと　孫　　岩男
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３号
釧路市春採６丁目３番３号　ピースフレーバー105
債務者　スナックＭこと　北浦　美和
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６１号
盛岡市山岸４丁目20番14号
債務者　亀田　佳子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１９３号
盛岡市西仙北１丁目30番45号　アプリコットハウス101号
債務者　盛田　久恵
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７１号
群馬県北群馬郡吉岡町大字陣場375番地　スウィート・ホームⅡ102号
債務者　大河原　亮
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０号
群馬県伊勢崎市富塚町210番地２　Ｋハウス203
債務者　遠藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６７号
群馬県前橋市荒牧町1203番地３　瓔珞Ⅰ105号
債務者　越川　克次
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６９号
群馬県佐波郡玉村町大字字貫338番地２　川端荘９号棟
債務者　角田　香織（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７３号
群馬県前橋市六供町1147番地４　ＫＣＣ六供410号
債務者　塩谷　智子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７５号
群馬県前橋市広瀬町２丁目33番地　506号
債務者　田中　和広
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８３号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　Ｒ７一507号
債務者　安藤　庸資
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６６５号
さいたま市桜区大字五関451番地18
債務者　遠藤　亮介
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１４号
さいたま市岩槻区大字笹久保233番地６　ピュアクレスト201
債務者　中軍　好一
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
埼玉県八潮市中央３丁目21番地３　グロリアマンション306
債務者　上村　英司
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
埼玉県熊谷市原島826番地２
債務者　鈴木　元昭
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１７９号
埼玉県深谷市上野台1987番地４
債務者　小林　秀輝
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部